

(案)

業務仕様書

第1 件名

令和8年度全国統合データ整備・公開委託事業（保安林情報）

第2 事業の背景と目的

大型木材加工施設の立地などにより複数の都道府県にまたがった木材の生産・流通が進むなど、森林経営活動に必要な情報が広域化しているとともに、2050年ネット・ゼロの実現や生物多様性の保全など昨今の国際的な動向を契機として、森林・林業と深い関わりのなかった幅広い産業分野の企業においても我が国の森林への関心が高まっている。

このような背景の下、林野庁では、社会公共的に公開が求められる基盤的な森林関連情報（森林計画対象森林、保安林、山地災害危険地区、林道等）について、令和7年度から5か年程度かけて、林野庁が保有する国有林の情報と各都道府県から提供を受けた民有林の情報を統合した全国統合データを整備し、一元的に公開することとしている。

本事業は、この枠組みの下、2年目の取組として、保安林の情報（森林法（昭和26年法律第249号）第25条及び第25条の2に基づき保安林に指定された森林の区域等。以下「保安林情報」という。）を一元的に公開するため、全国統合データの整備及び公開を行うものである。

第3 事業内容

1 保安林情報の整備状況の整理

国有林及び各都道府県の保安林情報が含まれるGISデータ等の整備状況については、令和7年度に行った予備調査により、一県分を除き、別表1として整理したところである。

発注者から提供する民有林の保安林情報が含まれるGISデータ等のうち残る一県分について、データ形式や作成単位、属性項目などの整備状況を全て確認・整理し、別表1に追加する。

2 全国統合データ（保安林情報）の整備・公開

発注者から提供する保安林情報が含まれるGISデータ等（上記1で貸与する資料を含む。）について、令和7年度全国統合データ整備・公開委託事業及び令和7年度保安林情報のオープンデータ化予備調査委託事業（以下「過年度事業」という。）の成果を踏まえ、保安林情報を示す公開用のデータ及びマップタイルを作成する。

また、それらを一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会が運用するG空間情報センター（以下「G空間情報センター」という。）の林野庁組織ページに掲載し、公開する。

（1）対象範囲

原則として、全国の保安林を対象範囲とする。ただし、発注者の指示により、一部地域を対象から除く場合がある。

（2）貸与資料

発注者において収集した国有林の保安林情報が含まれる GIS データ及び各都道府県が保有している民有林の保安林の情報が含まれる GIS データ等を、発注者から受注者に貸与する（受注者が各都道府県等からデータを収集する必要はない。）。

なお、受注者は、発注者から上記 GIS データ等の貸与を受けるに当たって必要となる HDD 等（容量：2TB 以下を想定）を自らで用意するほか、HDD 等の郵送等に要する経費を負担すること。

また、貸与資料は、整備主体によってデータの形式（shp ファイル等）や作成単位（全県一括、市町村別等）、属性情報の格納方法等が一律ではない点に留意されたい。

（3）データ整備

① 全国統合データに使用する保安林情報が含まれる GIS データ等の精査

令和 7 年度に行った予備調査の成果物である別表 1 の備考において、貸与資料の提供元である林野庁国有林野部または各都道府県（以下「貸与資料の提供元」という。）に対して詳細を確認する必要があると記載されている事項について、発注者と協議した上で、貸与資料の提供元に対してヒアリングやメール等により確認し、必要に応じて一部の属性情報を削除するなど、全国統合データの整備に使用するデータを精査する。

なお、ヒアリング等は、オンライン形式とするなど貸与資料の提供元に負担をかけないような形で実施すること。

② 全国統合データの整備

令和 7 年度に行った予備調査の成果物である別表 1 及び 2 並びに過年度事業の成果に基づいて定めた以下の仕様のとおり、保安林情報に係る全国統合データを整備する。データの属性項目は別表 3 のとおりとする。なお、全国統合データについては、今後、定期的に更新することを見据えてデータを整備することとし、整備作業の過程で検討すべき事項が生じた場合は、整理して発注者と協議すること。

【全国統合データの仕様】

ア 形式及び単位

都道府県単位のジオパッケージ形式（ジオメトリ；ポリゴン）とする。

イ 座標参照系

JGD2011 の地理座標系（EPSG：6668）とする。

ウ マップタイトルの形式及び単位

形式は、保安林種ごとにレイヤを分けた別表 3 の属性項目が格納されたベクトルの XYZ タイル（pbf）とし、.qlr（QGIS Layer Resource）ファイル及び Stylejson も作成する。単位は全国一円とする。

なお、ズームレベルについては、整備データの空間解像度とマップタイトルのデータ容量を勘案して、発注者と協議した上で、決定すること。

③ 貸与資料のクレンジング

属性項目が全て NULL となっていないかなど、属性項目に大きなエラーがないことを確認する。ポリゴン内部の不要な空白（2以上のポリゴンをマージしたときに、各ポリゴンのズレによって生じた微細な空白）などのノイズについて発生状況を整理し、機械処理により除去できる場合は、発注者と協議の上で除去すること。

(4) 全国統合データの掲載及び公開

G 空間情報センターの林野庁組織ページにおいて、保安林情報の公開ページを新たに作成し、上記で作成した全国統合データ及びマップタイトル、.qlr (QGIS Layer Resource) ファイル、Stylejson、発注者から提供する利用規約等を掲載し、公開する。

3 G空間情報センターの利用手続

上記2で利用するG空間情報センターの林野庁組織ページについて、その運用に係る利用経費（サーバ借上げ、マップタイトル配置に係る経費等の一切）を受注者で負担すること。サーバ借上げ経費については、保安林情報に係る全国統合データを含め、林野庁組織ページに掲載されている全てのデータ等が従量課金の対象であり、1年間に負担すべき利用料を前払いで精算すること。なお、本事業等によるデータ等の掲載により、10TB以上20TB未満の料金帯になることを想定している。

第4 事業実施に要する資格等

(1) 事業の実施体制

以下の条件①及び②をいずれも満たすこと。なお、同じ者が①と②の両方を満たしても良い。

- ① 管理技術者又は担当技術者として、技術士（森林）又は森林情報士の資格保有者を1名以上配置すること。
- ② 管理技術者又は照査技術者、担当技術者として、空間情報総括監理技術者又は地理空間情報専門技術者（GIS1級）の資格保有者を1名以上配置すること。

(2) 事業実績

過去5年以内に、以下の①と②のいずれかの業務実績を1件以上有すること。

- ① 国又は都道府県が発注する森林に関するGISデータの整備業務
- ② 国が発注する全国規模の自治体を対象としたGISデータの整備業務

第5 事業期間

契約締結の日から令和9年3月15日（月曜日）までとする。

第6 成果品

(1) 報告書

DVD-RW等に電子データ（資料一式を結合したpdfと、連番を付した個別のword, excel, power point, jpeg等）を格納し、2部。なお、紙媒体での納品は不要とする。

(2) G空間情報センターに公開したオープンデータ

公開したデータ及びマップタイトルについて、SSD等のストレージドライブに格納し、1部。なお、データ容量を踏まえ、ストレージドライブを複数に分けることとしても差し支

えない。

(3) 留意事項

上記(1)及び(2)について、あらかじめウイルスチェックを実施し、当該検査結果に関する情報(使用したソフトウェア名称、バージョン、検査年月日)を印字し、又はラベルを添付すること。

(4) 納入先

林野庁森林整備部計画課全国森林計画班(農林水産省別館7階 ドア No.別 713)

第7 その他

- (1) 業務の目的を達成するために、監督職員は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受注者はこの指示に従うものとする。なお、受注者は、監督職員と本事業の円滑な進捗及び成果品の質の向上を図るため、打合せを初回、中間、完了時以外にも必要に応じて実施するものとする。受注者は、打合せ後速やかに打合せ記録簿を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 発注者は、これまでの関連事業の報告書を貸与する。
- (3) 発注者からの貸与物件については、本事業の遂行のためにのみ利用するものとし、本事業と無関係の部署及び再委託契約者以外の他者への譲渡並びに本事業の遂行目的以外でのデータの複製は禁止する。また、貸与物件は、本事業の完了までに返却するものとする。
- (4) 受注者は、本事業の遂行に当たり知り得た事項について、契約期間終了後も外部に漏らしてはならない。なお、本事業の遂行を支援した学識経験者の所属する研究機関が本事業の成果を学会発表や学術論文等において公表したい場合は、事前に発注者と協議を行うものとする。
- (5) 本事業の受注者は、成果物等について、納品期日までに発注者に内容の説明を実施して検収を受けること。検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について発注者に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。
- (6) 本業務における成果物の著作権者及び二次的著作物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て発注者に帰属するものとする。

発注者は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。

本件に関する権利(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)及び成果物の所有権は、発注者から受注者に対価が完済されたとき受注者から発注者に移転するものとする。

納品される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾

契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に発注者の承認を得ることとし、発注者は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

受注者は発注者に対し、一切の著作権者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

- (7) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受注者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受諾者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認する。
- (8) この仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり生じた疑義については、必要に応じ発注者と受注者が協議を行うものとする。
- (9) 受注者は、本事業の実施に当たり、本事業に関連する環境関係法令（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）（省エネ法）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）（グリーン購入法）等）を遵守するとともに、本事業の実施が新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努め、実績報告の際に、その取組結果を別紙様式にて提出すること。
 - ① エネルギー使用の削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）に努めること。
 - ② プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。
 - ③ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。
 - ④ みどりの食料システム戦略<<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>>の理解に努めるとともに、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。

別紙様式

環境負荷低減の取組結果報告書

受託事業名：

受注者名：

提出年月日：

取組事項	実施した内容	実施しなかった理由
エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）に努める。		
プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討する。		
物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努める。		
みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める。		

別表2. 作業手順

No.	種別	実施項目	実施内容
1	ジオパッケージ作成	データ確認、必要作業整理	対象データの内容を確認し、必要となる作業を整理する。
2	ジオパッケージ作成	データ移行仕様の取りまとめ	提供されたデータを公開用データとするに当たって必要となる工程とデータ移行の詳細（データ抽出の手順や保安林コード⇒保安林名称とする際の変換仕様など）を取りまとめる。
3	ジオパッケージ作成	データ形式の変換	提供されたデータがSHP形式以外だった場合、SHP形式に変換する。 以下、ジオパッケージに格納するまでの作業はSHP形式にて実施する。
4	ジオパッケージ作成	公開範囲の取りまとめ（GIS側）	提供されたデータが都道府県単位ではなく、旧市町村、市町村、計画区などの単位であった場合、都道府県単位となるよう取りまとめる（マージする）。
	ジオパッケージ作成	公開範囲の取りまとめ（CSV、Excel側）	提供されたデータが公開単位（都道府県）ではなく、旧市町村、市町村、計画区などの単位であった場合、都道府県単位となるよう取りまとめる（マージする）。
5	ジオパッケージ作成	座標参照系変換（測地系、座標系）	座標系を測地系：JGD2011、座標系：地理座標系（緯度経度）（EPSG：6668）に変換する。
6	ジオパッケージ作成	KEYCODE作成（GIS側）	保安林に関する属性が別テーブル（CSVやExcelなど）で存在する場合、市町村No、林班番号、準林班番号、小班などを組み合わせ一意となるKEYCODEを作成する。既にKEYCODE相当のものがある場合は作成は不要。
	ジオパッケージ作成	KEYCODE作成（CSV、Excel側）	保安林に関する属性が別テーブル（CSVやExcelなど）で存在する場合、市町村No、林班番号、準林班番号、小班などを組み合わせ一意となるKEYCODEを作成する。既にKEYCODE相当のものがある場合は作成は不要。
7	ジオパッケージ作成	KEYCODEによる結合	上記6で作成したKEYCODEを用いてGISデータとCSV、Excelデータを結合させる。
8	ジオパッケージ作成	KEYCODEによる結合状況の確認	GISデータとCSV、Excelの紐づき率が低い場合は、原典データの状況について原典保有者である都道府県に対し、紐づき方法等が合っているか確認し、必要に応じ正しい方法に修正する。
9	ジオパッケージ作成	保安林ポリゴンの抽出	保安林以外の森林（普通林）を含むGISデータの場合、保安林属性を確認し、保安林指定されているポリゴンのみを抽出する。保安林属性フィールドが複数存在する場合（森林の種類1、森林の種類2... など）、全てのフィールドを確認し、抽出する。
10	ジオパッケージ作成	指定解除ポリゴンの削除	指定解除されたポリゴン等を含む場合は、それらを抽出し、削除する。
11	ジオパッケージ作成	保安林種別レイヤの作成	保安林属性を確認し、保安林種ごとにポリゴンを検索・抽出し、保安林種別レイヤを作成する（最大17レイヤ）。ファイル名は保安林種の正式名称とする（水源かん養保安林.shpなど）。
12	ジオパッケージ作成	属性の付与①（森林管理局（国有林）、森林管理署等名称（国有林）、都道府県コード、都道府県名称、市町村コード3桁、市町村コード5桁、市町村名称）	市町村別に左記情報を整理した表があるので、現状の属性データに市町村名、市町村コードがあればそれをKEYとして参照し、付与する。 ない場合は市町村界のポリゴンデータに上記属性を付与し、空間解析で取得する。
	ジオパッケージ作成	属性の付与②（保安林種）	それぞれのレイヤ毎に保安林の正式名称（水源かん養保安林、土砂流出防備保安林など）を一律入力する。
	ジオパッケージ作成	属性の付与③（民国別）	民有保安林は"民有林"、国有保安林は"国有林"を入力する。
	ジオパッケージ作成	属性の付与④（データ時点、留意事項）	データ時点は各都道府県に確認した情報を入力する。留意事項は各都道府県から要望があった場合に入力（30文字前後）する。
13	ジオパッケージ作成	国有林保安林の追加	別途整備している国有林保安林のデータ（属性の付与まで完了）を保安林種別レイヤにそれぞれ追加する。 民有林保安林と国有林保安林の境界に重複や隙間があった場合も、原典の状態を維持するものとする。
14	ジオパッケージ作成	ジオパッケージへ格納	都道府県ごとにジオパッケージを1つ作成し、保安林種別レイヤを全て格納し、スタイルを設定する。
15	ジオパッケージ作成	ジオメトリチェック・修正	ジオパッケージに格納した全てのレイヤについてジオメトリのチェックを実施し、自己交差などのエラーがある場合は修正する。
16	ベクタータイル作成	公開範囲の取りまとめ	上記15までで作成した、都道府県別・保安林種別のレイヤを保安林種ごとに全国一律のレイヤ（17種類）に取りまとめる。
17	ベクタータイル作成	ベクタータイル作成	全国一律に取りまとめた保安林種別レイヤについてベクタータイルを作成する。 ズームレベルは13から16とする。
18	ベクタータイル作成	style.jsonファイル作成	シンボルの表示仕様にに基づき、レイヤ毎に決定したシンボルの表示仕様に基づき、style.jsonファイルを作成する。

別表 3. 属性定義

No	属性名	説明	属性の型	長さ (桁数)
①	fid	地物ごとの固有の識別子、ジオパッケージの自動附番	整数	0
②	森林管理局名称	林野庁の地方支分部局（国有林データに限る）	文字列	50
③	森林管理署等名称	森林管理局の下部組織（国有林データに限る）	文字列	50
④	森林計画区コード	農林水産大臣が、都道府県知事の意見を聴き、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に都道府県の区域を分けて定める計画区域のコード	文字列	5
⑤	森林計画区名称	農林水産大臣が、都道府県知事の意見を聴き、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に都道府県の区域を分けて定める計画区域の名称	文字列	50
⑥	都道府県コード	JIS X 0401で定められている都道府県コード2桁から構成されるコード	文字列	2
⑦	都道府県名称	地方自治法第2条第5項で定義される、市町村を包括する広域の地方公共団体である都道府県の名称	文字列	50
⑧	市町村コード 3桁	JIS X 0402で定められている市区町村コード3桁から構成されるコード	文字列	3
⑨	市町村コード 5桁	JIS X 0401で定められている都道府県コード2桁と、JIS X 0402で定められている市区町村コード3桁から構成される5桁の数字で表現されたコード	文字列	5
⑩	市町村名称	地方自治法第2条第3項（市町村）及び地方自治法第281条の2第2項（都の特別区）で定義される、基礎的な地方公共団体である市町村及び都の特別区名	文字列	50
⑪	保安林種	森林法第25条により規定されている保安林の名称	文字列	50
⑫	データ時点	原典保有者において保安林情報が整備された時点	文字列	50
⑬	民国別	民有林と国有林の別	文字列	50
⑭	旧市町村	一般に昭和及び平成の大合併以前の市町村名（林班番号が旧市町村単位で同一番号が使われている県のデータに限る）	文字列	50
⑮	留意事項	データに関する留意事項等	文字列	60